

証券コード 3640
2021年6月9日

株 主 各 位

長野県長野市鶴賀七瀬中町276番地6
株式会社 電 算
代表取締役社長 轟 一 太

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時30分

2. 場 所 長野県長野市県町576番地
ホテル国際21 1階 藤の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

(1) 報告事項

- 第56期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第56期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

(2) 決議事項

- 第1号議案 取締役10名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

以 上

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」、「株式会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ndensan.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトを開示いたしました。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産は、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため取り止めさせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の2つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月25日(金曜日)
午前10時30分(受付開始：午前10時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月24日(木曜日)
午後5時20分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

株式会社電算 御中

××××年 ×月××日

株式会社電算

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

株式会社電算

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

(提供書面)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるなか、一部に弱さが見られるものの、持ち直しの動きが続いています。先行きにつきましては、新型コロナウイルス感染症の動向が内外経済に与える影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるものの、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直していくことが期待されております。

情報サービス産業におきましては、ソフトウェア投資はこのところ弱含んでいますが、IoTやクラウドサービスの利活用、DX（デジタルトランスフォーメーション）※1の推進が加速していくことが見込まれ、成長分野への対応等を背景に、持ち直しに向かうことが期待されます。

このような状況の中、当社グループは以下の重点施策・事業の推進を行いました。

- ①公共分野では、総合行政情報システムの計画的な販売活動、販売網の拡大のためのパートナーとの提携強化、基幹系及び情報系システムのリプレイス、各種法制度改正対応に伴うシステム開発、行政手続きのデジタル化に向けたオンラインサービスの開発と提供の開始。
- ②産業分野では、リース業務パッケージ、販売管理システム、生産管理システム等の開発及び導入、各種システムの新規受注獲得及び医療機関向けシステムの販売拡大に向けた計画的な販売活動。
- ③AI（Artificial Intelligence：人工知能）※2を活用した新たなサービスとして外観検査システムをリリースし、実証実験を実施。
- ④オンラインセミナーの開催等、新たな販売促進活動の企画と実施。
- ⑤テレワーク制度の拡充と環境の整備等、働き方改革の推進。

※1 データや最新のデジタル技術を活用し、人々の生活及び企業活動をあらゆる面でより良い方向に変革すること。

※2 人間が使う自然言語を理解し、論理的な推論を行ったり、経験から学習したりするソフトウェアやシステム等のこと。

■公共分野の状況

公共分野におきましては、住民税・国民健康保険・固定資産税・介護保険等の受託処理、総合行政情報システム等のシステム保守のほか、基幹系及び情報系システム等の開発・導入・リプレイス作業を進めました。

当連結会計年度は、愛知県の1団体（4市町）において介護保険システム及び地域包括支援システムを、長野県における基幹系システム共同利用で3市共同化・5町村共同化を予定どおり稼働しました。総合行政情報システムにおける既存顧客に対しては、22団体の基幹系システムと情報系システムのリプレイスを行いました。また、戸籍総合システムにおける既存顧客に対しては、2団体のシステムのリプレイスを行っております。既存顧客への新規システム販売では、子ども子育て支援システムほか4業務を1団体に、公営企業会計システムを3団体に販売しました。またパートナー企業を通じた新規システム販売では、介護保険システムを1団体（3市）に販売しております。

システム提供サービスでは、2020年度の法制度改正対応として、新型コロナウイルス感染症対策に伴う各種給付金対応や新型コロナワクチン接種券対応などを行いました。

データセンターサービスでは、総合行政情報システムを軸としたクラウドサービスを新規に5団体に提供しました。

新サービスの提供では、行政手続きのデジタル化を支援する汎用オンライン予約サービスを1団体に提供しました。

これらの結果、公共分野の売上高は114億21百万円（前連結会計年度比11.1%増）、営業利益は10億93百万円（前連結会計年度比264.7%増）となりました。

■産業分野の状況

産業分野におきましては、リース業務パッケージの開発・導入作業をはじめ、製造・流通業向けの販売管理システム・生産管理システムの開発、電子カルテ・医事会計システム・介護支援システムを中心とした医療系・福祉系システムの受注・リプレイスを進めました。

当連結会計年度は、主力商品であるリース業務パッケージにおいて、5社に対し開発・導入を進めました。2社が予定どおり稼働し、3社については、現在稼働に向けた開発及び準備を行っております。

医療機関向けシステム提供サービスでは、電子カルテシステム・医事会計システムを含む病院総合情報システムで2病院に対しリプレイスを行いました。また、7団体の介護支援システムのリプレイスを行いました。

製造・流通業向けの販売管理システムでは、2社を新規受注し、1社のリプレイスを行いました。生産管理システムでは、1社に対し新規導入するとともに、新たに2社を受注しました。

データセンターサービスでは、仮想サーバサービスを22社へ提供、インターネット事業では、16社のコンテンツ管理システムのリプレイスを実施、新サービスの提供では、AIを搭載したナレッジマネジメントシステム「SmartKMS」を2社に提供しました。

これらの結果、産業分野の売上高は46億77百万円（前連結会計年度比1.9%増）、営業利益は73百万円（前連結会計年度は2百万円の営業損失）となりました。

■新技術・DXへの取り組み

当連結会計年度は、実証実験を進めてきたAI外観検査システム（Observe AI）を6月にリリースし、同時に長野県工業技術総合センターと「AIを用いた画像識別」の共同研究を開始いたしました。Observe AIは導入を前提としたPoC（Proof of Concept：概念実証）※1を2社で実施したほか、1社が実施の準備をしております。

デジタル庁の新設に代表される行政のデジタル化では、AIやRPA（Robotic Process Automation）※2等のデジタル技術を積極的に活用した業務プロセス標準モデルを構築することが求められています。このようなスマート自治体の実現に向け、コニカミノルタ株式会社が長野県から受注した「県と市町村によるスマート自治体実証サポート業務」に当社が協力し、「RPA及びAI-OCR技術」と「AI音声文字起こし技術」の共同化事業実現に向けた調査として、業務フローの分析やDXに必要な要件の定義に取り組みました。

デジタル技術を活用した製品・サービスにより、お客様のDX実現を積極的にサポートしてまいります。

※1 システムの導入において、その「実現性」「効果」「具体性」などを、事前に実環境で検証したり測定したりする工程のこと。AIやIoTなど、新しい概念によるサービスでは重要なプロセスとなる。

※2 人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。主にデスクワークにおけるパソコンを使った業務の自動化・省力化を行うもので、業務の効率化や低コスト化を進めることができる。

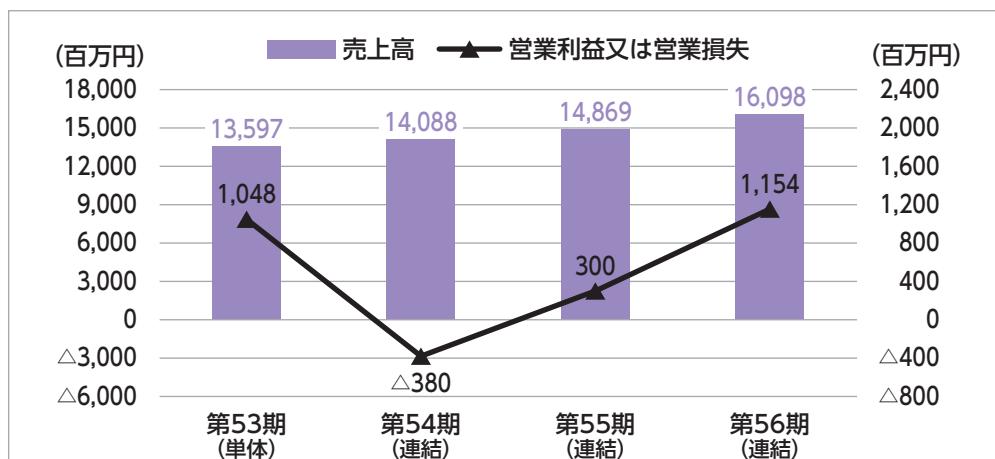
■当連結会計年度の業績

当連結会計年度は、公共分野での、新型コロナウイルス感染症対策に伴う各種給付金対応及び新型コロナワクチン接種券対応、戸籍法一部改正・デジタル手続法対応、国民健康保険オンライン資格確認対応等の法制度改正対応、基幹系及び情報系システムのリプレイス、共同利用型システムの導入・運用保守等、また、産業分野での、リース業務パッケージ及び販売管理システム等の各種パッケージシステムの構築・導入並びに病院総合情報システムのリプレイス等で売上を確保しました。

利益につきましては、法制度改正対応の受注・売上が順調に伸展したことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、客先訪問を自粛し、Web会議や電話対応による営業活動を推進したこと及びシステム展示会やセミナーを対面からWebでの開催に変更したことで営業活動費が減少したこと等により増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は160億98百万円（前連結会計年度比8.3%増）、営業利益は11億54百万円（前連結会計年度比283.6%増）、経常利益は11億8百万円（前連結会計年度比253.8%増）及び親会社株主に帰属する当期純利益は5億99百万円（前連結会計年度比129.2%増）となりました。

売上高・営業利益の推移



セグメント別売上高・営業利益

セグメント	売上高 (千円)	前連結会計年度比 (%)	セグメント利益 (%)	前連結会計年度比 (%)
公 共 分 野	11,421,194	111.1	1,093,850	364.7
産 業 分 野	4,677,225	101.9	73,671	—
調 整 額	—	—	△12,953	—
合 計	16,098,419	108.3	1,154,568	383.6

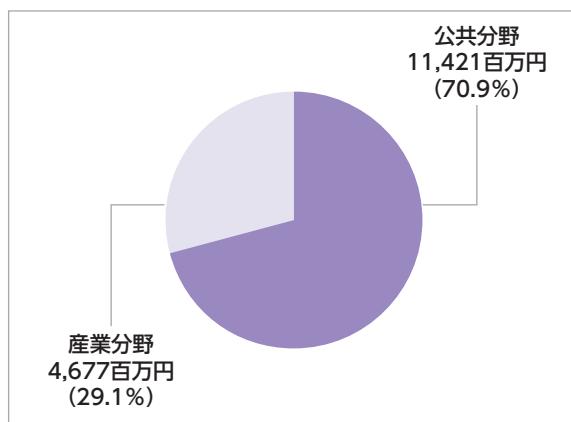
(注) セグメント利益の算定にあたり、営業費用の配賦方法を当社の経営管理手法により即したものとし、セグメント利益の実態をより明瞭に表示するために、当社の管理部門等のうち、報告セグメントに帰属しない費用については「調整額」に含めております。

業務の種類別売上高

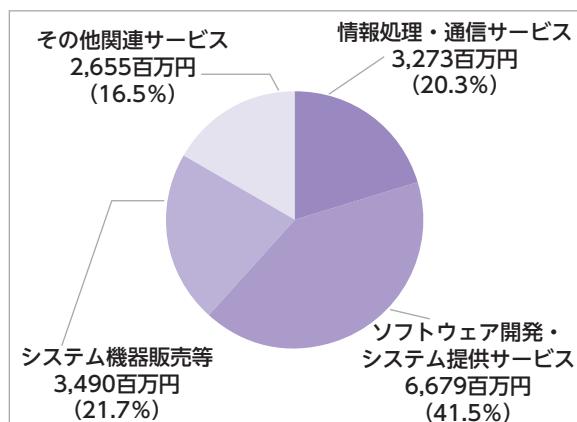
業務の種類	売上高 (千円)	前連結会計年度比 (%)	構成比 (%)
情報処理・通信サービス	3,273,123	107.8	20.3
ソフトウェア開発・システム提供サービス	6,679,477	111.9	41.5
システム機器販売等	3,490,403	106.1	21.7
その他関連サービス	2,655,414	103.0	16.5
合計	16,098,419	108.3	100.0

(注) 業務の主な内容は、「(7) 主要な事業内容」をご覧ください。

セグメント別 売上高



業務の種類別 売上高



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の総額は6億1百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

主 な 設 備 投 資 内 容	投 資 額 (百万円)
データセンター空調機更新	226
データセンター非常用発電設備部品交換	100
レセプトOCRシステム更新	24
SSEV公共-高速ストレージ新設	19
Reams/SaaS向け機器新設	17

(3) 資金調達状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額80億50百万円の当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高は35億2百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社の主力事業分野の1つである地方公共団体向けの情報処理サービスは、国家主導でのデジタル化の強力な推進、業務プロセス・システムの標準化の流れが顕著な分野であります。この流れの中で、当社は製品競争力を一段と高めていく必要があると考えております。

また、情報システム開発を支える人材に目を移しますと、新商品を開発していく上では新たな技術・開発力が必要不可欠であるとともに、ICT人材の需要は今後も高い水準で推移されることが予想され、継続的な人材の確保と開発力の向上が必要です。

当社では、既存事業の競争力を高めるための施策及びさらなる飛躍へとけん引していく人材の育成に注力するため、喫緊に対処すべき課題について、次のとおり具体的な取り組み内容を定めます。

対 処 す べ き 課 題	具 体 的 な 内 容
① 顧客や社会からのDXニーズへの的確な対応	<ul style="list-style-type: none"> デジタル化・オンライン化等、DXの新たな事業モデルを検討・企画し、事業の具現化に向けての活動を推進する。
② 自治体システムの標準化対応	<ul style="list-style-type: none"> 政府の動向から継続的に情報収集・検討を重ね、標準化に準拠したシステム開発を計画的に進める。
③ ICT・DX人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> 将来の事業環境を見据え、必要な研修コースを計画的に実施し人材を育成する。 業務知識を有するシニア層社員の活躍に向けた対策を実施する。 通年採用により優秀な人材を積極的に採用する。
④ さらなる技術力・幅広い業務知識の習得	<ul style="list-style-type: none"> 専門職の計画的な指導のもと、保有・向上させるスキルを見極め、計画的な習得を促すとともに、関係が深い業務知識へのさらなる発展を促す。
⑤ 指導的な立場を担う人材育成の強化	<ul style="list-style-type: none"> 経営戦略、営業戦略立案及び組織マネジメントの中心となる立場として必要なスキルの習得と実践により経営視点で考える社員を育成する。 当社の顧客や特定分野の先進企業への社員出向による業務知識やスキルの習得及び人脈形成を通じて、今後の指導的な立場を担う人材を育成する。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第53期 (2018年3月期)	第54期 (2019年3月期)	第55期 (2020年3月期)	第56期 (2021年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (千円)	—	14,088,305	14,869,947	16,098,419
経常利益又は経常損失(△) (千円)	—	△385,144	313,301	1,108,557
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△) (千円)	—	△1,062,319	261,367	599,049
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	—	△191.28	46.94	109.61
総資産 (千円)	—	19,400,996	18,693,776	19,736,299
純資産 (千円)	—	7,435,098	7,533,775	6,719,610
1株当たり純資産額 (円)	—	1,333.57	1,348.72	1,341.31

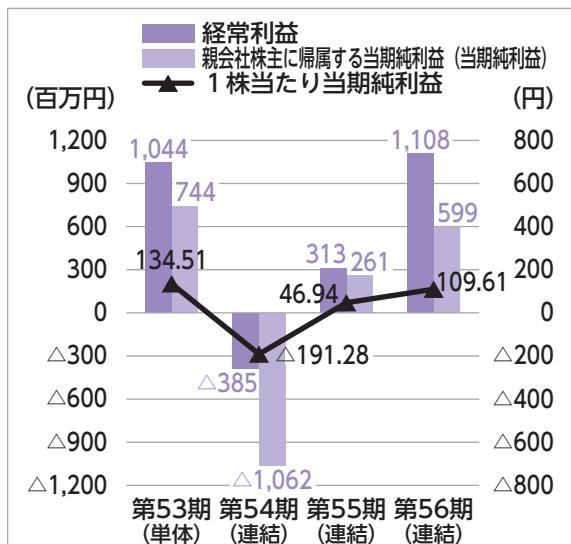
(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均の株式数により算出しております。
2. 第54期より連結計算書類を作成しておりますので、第53期の状況は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

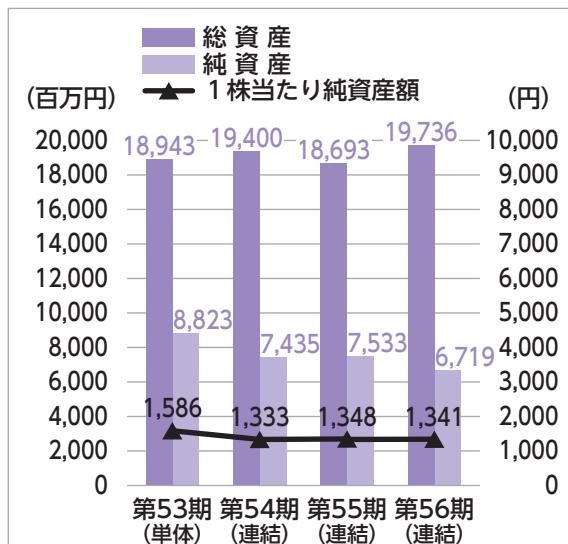
区 分	第53期 (2018年3月期)	第54期 (2019年3月期)	第55期 (2020年3月期)	第56期 (2021年3月期) (当事業年度)
売上高 (千円)	13,597,667	13,714,679	14,405,963	15,695,413
経常利益又は経常損失(△) (千円)	1,044,739	△332,281	295,554	1,128,916
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	744,514	△1,011,493	247,459	474,408
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	134.51	△182.13	44.45	86.80
総資産 (千円)	18,943,917	19,346,163	18,585,853	19,541,632
純資産 (千円)	8,823,922	7,639,313	7,715,161	6,753,034
1株当たり純資産額 (円)	1,586.35	1,370.31	1,381.27	1,348.00

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均の株式数により算出しております。

経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益（当期純利益）・1株当たり当期純利益



総資産・純資産・1株当たり純資産額



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ティー・エム・アール・システムズ	30百万円	100.0%	医療情報システムの開発・販売

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

各分野における事業内容は、以下のとおりです。

分 野	事 業 内 容
① 公共分野	主に地方公共団体及び関係する諸団体向けに、システム提供サービス、機器システム・用品販売、情報処理サービス及びデータセンターサービス等の各種サービスを提供しております。
② 産業分野	主に民間企業及び医療・福祉機関向けに、ソフトウェア開発、機器システム・用品販売、情報処理サービス及びデータセンターサービス等の各種サービスを提供しております。 また、一般個人向けにインターネットサービスも提供しております。

また、業務の種類別の事業内容は、以下のとおりです。

業 務 の 種 類	事 業 内 容
① 情報処理・通信サービス	ア. 情報処理サービス イ. インターネットサービス ウ. データセンターサービス
② ソフトウェア開発・システム提供サービス	ア. ソフトウェア開発 イ. システム提供サービス
③ システム機器販売等	ア. 機器システム・用品販売
④ その他関連サービス	ア. その他システム関連サービス イ. 機器賃貸・保守サービス

(8) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	長野県長野市	北 関 東 S S	埼玉県さいたま市
東 京 支 社	東京都中央区	佐 渡 S S	新潟県佐渡市
新 潟 支 社	新潟県新潟市	上 越 S S	新潟県上越市
佐 久 支 社	長野県佐久市	—	—
松 本 支 社	長野県松本市	—	—
飯 田 支 社	長野県飯田市	—	—
山 梨 支 社	山梨県甲府市	—	—

(注) SSは、サポートサービスセンターを指します。

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社ティー・エム・アール・システムズ	東京都中央区

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
公共分野	348名 (25名)	13名減 (3名減)
産業分野	161名 (13名)	6名増 (3名増)
セグメント計	509名 (38名)	7名減 (増減なし)
全社 (共通)	220名 (39名)	6名減 (1名減)
合計	729名 (77名)	13名減 (1名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含みます) であり、臨時雇用者数 (契約社員、嘱託社員を指し、派遣社員は含みません) は、期中の平均人員を () 内に外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門及びセグメントに含まれない開発・運用等の部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状態

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
702名(71名)	13名減(1名増)	43.4歳	18.6年

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます)であり、臨時雇用者数(契約社員、嘱託社員を指し、派遣社員は含みません)は、期中の平均人員を()内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額(2021年3月31日現在)

借入先	借入額(千円)
株式会社八十二銀行	3,788,000
長野県信用組合	1,394,000
株式会社長野銀行	1,042,000

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,837,200株
- (3) 株主数 8,694名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
信越放送株式会社	2,129,100	42.61
信濃毎日新聞株式会社	289,200	5.79
電算従業員持株会	239,400	4.79
株式会社八十二銀行	120,000	2.40
株式会社長野銀行	101,600	2.03
株式会社エースト長野	92,000	1.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	77,800	1.56
東芝デジタルソリューションズ株式会社	72,000	1.44
長野県信用組合	60,000	1.20
共栄火災海上保険株式会社	50,000	1.00

- (注) 1. 当社は、自己株式を840,881株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く）	10,000	7
社外取締役	1,500	3
監査役	—	—

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.(5) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。
2. 当社は、2020年7月16日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月14日付で取締役（社外取締役を含む。）10名に対し自己株式11,500株の処分を行っております。この譲渡制限付株式は、2050年8月13日までの間、譲渡、担保権の設定その他処分をすることができないものとされております。

(6) その他株式に関する重要な事項

2020年12月15日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得対象株式の種類及び数	普通株式 587,700株
取得価額の総額	1,341,131,400円
取得した期間	2020年12月16日から2021年1月19日まで

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	轟 一 太	株式会社メイツ長野社外取締役 株式会社長野県カルチャーセンター社外取締役 株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ社外取締役 長野県信用組合理事
代表取締役専務	丸 山 沢 水	管理本部担当兼情報開示担当 株式会社ティー・エム・アール・システムズ取締役
取締役	河 井 聡 司	データセンター担当データセンター長 エス・ビー・ネット株式会社社外取締役
取締役	長 門 博 文	開発管理本部担当開発管理本部長
取締役	村 松 文 男	営業本部担当 株式会社諏訪広域総合情報センタ社外取締役
取締役	吉 川 満 則	技術推進本部担当技術推進本部長
取締役	依 田 頼 和	公共開発本部担当兼ビジネス開発本部担当公共開発本部長
取締役	小 林 秀 明	
取締役	小 根 山 克 雄	信越放送株式会社取締役相談役 長野カントリー株式会社代表取締役社長

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	宇都宮 進 一	株式会社Uホールディングス代表取締役社長 トヨタカローラ長野株式会社代表取締役社長 ネットトヨタ長野株式会社代表取締役社長 トヨタエルアンドエフ長野株式会社代表取締役社長 株式会社トヨタレンタリース長野代表取締役社長 株式会社ユー・ボディアンドペインティング代表取締役社長 宇都宮商会株式会社代表取締役社長 株式会社ユー・リアルエステート代表取締役社長 長野トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 株式会社長野県自動車会館代表取締役 長野トヨペット株式会社代表取締役会長 株式会社共立プランニング社外取締役 株式会社アサヒエージェンシー社外取締役 長野朝日放送株式会社社外取締役 丸子警報器株式会社社外取締役 長野県信用組合総代
常勤監査役	橋 本 宣 彦	株式会社ティー・エム・アール・システムズ監査役
監査役	小 出 貞 之	株式会社守谷商会社外取締役 長野カントリー株式会社社外監査役
監査役	宮 坂 直 慶	公認会計士宮坂直慶事務所代表 ながの公認会計士共同事務所代表
監査役	石 田 和 彦	信濃毎日新聞株式会社代表取締役副社長 株式会社ながのコミュニティ放送社外取締役 長野朝日放送株式会社社外取締役 株式会社メイツ長野社外取締役

- (注) 1. 取締役 小林秀明氏、小根山克雄氏及び宇都宮進一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 小出貞之氏、宮坂直慶氏及び石田和彦氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 宮坂直慶氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 小林秀明氏及び宇都宮進一氏並びに監査役 小出貞之氏、宮坂直慶氏及び石田和彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 代表取締役社長 轟一太氏は、2021年5月26日付で株式会社ティー・エム・アール・システムズの取締役就任いたしました。また、2021年6月25日付で長野県信用組合理事を退任予定であります。

6. 代表取締役専務 丸山沢水氏は、2021年5月26日付で株式会社ティー・エム・アール・システムズの取締役を退任いたしました。
7. 取締役 宇都宮進一氏は、2021年4月1日付で長野トヨタ自動車株式会社が、トヨタカローラ長野株式会社、ネットトヨタ長野株式会社及び長野トヨペット株式会社の3社を吸収合併したため、それぞれの代表取締役社長を退任しております。また同日付でトヨタエルアンドエフ長野株式会社、株式会社トヨタレンタリース長野、株式会社ユー・ボディアンドペインティング及び宇都宮商会株式会社の代表取締役社長から代表取締役会長に就任いたしました。
8. 常勤監査役 橋本宣彦氏は、2021年5月26日付で株式会社ティー・エム・アール・システムズの監査役を退任いたしました。
9. 監査役 宮坂直慶氏は、2021年5月26日付で株式会社ティー・エム・アール・システムズの監査役に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- a. 月額固定報酬（基本報酬および役位報酬）と業績連動報酬、株式報酬を基本構成要素とし、各役職に応じた報酬体系とする。
- b. 当社業績および株式価値の連動性を明確にし、株主との価値共有を進めることを目的に、役員に対し株式累積投資制度を導入する。
- c. 中長期的な業績や株式価値と連動する投資制度として、インセンティブプランを設け、持続的な企業価値向上への動機づけを図る。
- d. 業務執行から独立した社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみで構成し、業績連動報酬は支給しない。

以上に基づき、当社の取締役の報酬決定について、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、会社業績、貢献度等を斟酌し、社外取締役を含む取締役会の責任の下で、その授権を受けた代表取締役が決定します。

これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	127,845	92,379	14,616	20,850	7
監査役 (社外監査役を除く)	13,350	13,080	270	—	1
社外取締役	21,291	18,000	—	3,291	3
社外監査役	10,020	10,020	—	—	3

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、役員ごとに定める「業績報酬基礎額」に対し、各事業年度の売上高および営業利益の目標値に対する達成度合いおよび貢献度合いを総合的に勘案して個人別に決定した「業績支給率」を乗じて算定しております。業績連動報酬の算定に用いた当事業年度の売上高および営業利益の実績は、売上高が15,695,413千円、営業利益が1,181,194千円です。目標となる業績指標とその値は、年度経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行っております。
3. 非金銭報酬の内容は譲渡制限付株式であり、譲渡制限付株式の割当株式数については、取締役会にて決議された「譲渡制限付株式報酬規程」の定めに従って算定しております。また、上記の譲渡制限付株式報酬に係る報酬等の総額には、当事業年度における費用計上額を記載しております。なお、当事業年度における交付状況は「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2002年6月28日開催の第37期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、15名（うち、社外取締役は3名）です。
- また、かかる金銭報酬の枠内にて、2018年6月27日開催の第53期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬額として年額50,000千円以内（うち、社外取締役7,500千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は3名）です。
5. 監査役の報酬限度額は、2002年6月28日開催の第37期定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
6. 取締役会は、代表取締役社長 轟一太に対し各取締役の固定報酬の額および業績連動報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
- ③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等における業務執行取締役、社外役員等の重要な兼職の状況

会社における地位	氏名	他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係	他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役	小林 秀明	該当事項はありません。	該当事項はありません。
取締役	小根山 克雄	長野カントリー株式会社の代表取締役社長であります。なお、当社は長野カントリー株式会社との間にシステム利用料等の取引関係があります。	信越放送株式会社の取締役相談役であります。なお、当社は信越放送株式会社との間にシステム利用料等の取引関係があります。
取締役	宇都宮 進一	株式会社Uホールディングス、トヨタカローラ長野株式会社、ネットヨタ長野株式会社、トヨタエルアンドエフ長野株式会社、株式会社トヨタレンタリース長野、株式会社ユー・ボディアンドペインティング、宇都宮商会株式会社、株式会社ユー・リアルエステート、長野トヨタ自動車株式会社の代表取締役社長、株式会社長野県自動車会館の代表取締役及び長野トヨペット株式会社の代表取締役会長であります。なお、当社は株式会社Uホールディングスとの間にデータセンターサービス利用料等の取引関係、トヨタカローラ長野株式会社との間に車両費等の取引関係があり、他9社との間に特別な関係はありません。	株式会社共立プランニング、株式会社アサヒエージェンシー、長野朝日放送株式会社、丸子警報器株式会社の社外取締役及び長野県信用組合の総代であります。なお、当社は株式会社共立プランニングとの間に広告宣伝及びデータセンターサービス利用料等の取引関係、長野県信用組合との間にシステム利用料及び借入金等の取引関係があり、他3社との間に特別な関係はありません。

会社における地位	氏名	他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係	他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監査役	小出貞之	該当事項はありません。	株式会社守谷商会の社外取締役及び長野カントリー株式会社の社外監査役であります。なお、当社は長野カントリー株式会社との間にシステム利用料等の取引関係があり、株式会社守谷商会との間に特別な関係はありません。
監査役	宮坂直慶	公認会計士宮坂直慶事務所及びながの公認会計士共同事務所の代表であります。なお、当社は公認会計士宮坂直慶事務所との間に業務委託等の取引関係があり、ながの公認会計士共同事務所との間に特別な関係はありません。	該当事項はありません。
監査役	石田和彦	信濃毎日新聞株式会社の代表取締役副社長であります。なお、当社は信濃毎日新聞株式会社との間に機器販売及びシステム利用料等の取引関係があります。	株式会社ながのコミュニティ放送、長野朝日放送株式会社及び株式会社メイツ長野の社外取締役であります。なお、当社は株式会社ながのコミュニティ放送との間に広告宣伝及びインターネットサービス等の取引関係、株式会社メイツ長野との間に事務スタッフ受け入れ等の人材派遣関係及びシステム利用料等の取引関係があり、長野朝日放送株式会社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏名	取締役会（18回開催）		監査役会（14回開催）	
		出席回数 (回)	出席率 (%)	出席回数 (回)	出席率 (%)
取締役	小林秀明	16	89	—	—
取締役	小根山克雄	15	83	—	—
取締役	宇都宮進一	7	39	—	—
監査役	小出貞之	18	100	14	100
監査役	宮坂直慶	18	100	14	100
監査役	石田和彦	17	94	13	93

(注) 1. 当社は、社外取締役及び社外監査役が出席しやすいように、取締役会の日程を早期に調整の上決定しておりますが、取締役 宇都宮進一氏につきましては、兼務される職務の日程と当社取締役会が重なる日が生じたため出席率が低くなりました。なお、取締役会議事資料を事前に送付し、欠席した取締役会についても決議事項を把握しております。

2. 取締役会及び監査役会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 小林秀明氏につきましては、主に外交官としての国際政治経済についての長年の経験と知見に基づき、時事問題が業績に与える影響や研究開発、営業活動、子会社の状況等について、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から幅広く当社の経営全般に対し意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

取締役 小根山克雄氏につきましては、会社経営に関する豊富な経験と知見に基づき、投資回収計画等について、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から当社の経営全般に対し意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

取締役 宇都宮進一氏につきましては、会社経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な助言・提言を行っており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

監査役 小出貞之氏につきましては、会社経営者としての豊富な経験並びに経営に関する高い見識と監督能力により、開発状況やそのマネジメント等について、公正な意見の表明を行い取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜必要な発言を行っております。

監査役 宮坂直慶氏につきましては、公認会計士としての専門的見地から、公正な意見の表明を行い取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜必要な発言を行っております。

監査役 石田和彦氏につきましては、会社経営者としての豊富な経験並びに経営に関する高い見識と監督能力により、時事問題が業績に与える影響等について、公正な意見の表明を行い取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,450
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45,684

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査目的、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積額について、前事業年度の計画と実績、報酬総額、時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対し委託した、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、新収益認識会計基準の適用に関する助言業務等であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

① 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつに位置付けたうえで、経営体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の確保及び毎期の業績に基づき配当政策を実施することを基本方針としております。

また、中間配当及び期末配当の年2回の配当を実施することを基本方針とし、配当性向は20%以上を目標にしております。なお、これらの剰余金の配当等の決定機関は、取締役会であります。

② 期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、積極的な事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、当社の財政状態、第56期の業績等を総合的に勘案して、2021年5月14日開催の取締役会決議により、以下のとおりとさせていただきます。

ア. 配当財産の種類

金銭といたします。

イ. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当21円といたします。

この場合の配当総額は104,922,699円となります。

また、2020年12月7日に、1株につき17円の間配当を実施しておりますので、年間配当金は1株につき38円となります。

ウ. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月10日といたします。

(注) 本事業報告中の記載数字の金額につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,026,101	流動負債	8,149,657
現金及び預金	678,382	買掛金	1,719,290
受取手形及び売掛金	6,421,315	短期借入金	3,502,000
リース投資資産	1,358,114	1年内返済予定の長期借入金	351,996
商 品	52,778	リース債務	453,883
仕 掛 品	132,131	未払法人税等	203,901
原材料及び貯蔵品	35,177	賞与引当金	673,883
その他	348,581	製品保証引当金	18,807
貸倒引当金	△380	受注損失引当金	73,478
		その他の	1,152,414
固定資産	10,710,197	固定負債	4,867,032
有形固定資産	6,865,715	長期借入金	2,452,680
建物及び構築物	4,665,933	リース債務	996,388
機械装置及び運搬具	25,818	退職給付に係る負債	1,417,558
土地	1,732,845	その他の	405
その他	441,117	負債合計	13,016,689
無形固定資産	2,414,684	純資産の部	
ソフトウェア	2,394,653	株主資本	6,654,973
その他	20,031	資本金	1,395,482
投資その他の資産	1,429,797	資本剰余金	1,087,400
投資有価証券	398,707	利益剰余金	6,067,695
繰延税金資産	865,262	自己株式	△1,895,604
その他	176,521	その他の包括利益累計額	46,627
貸倒引当金	△10,692	その他有価証券評価差額金	80,050
		退職給付に係る調整累計額	△33,423
資産合計	19,736,299	新株予約権	18,010
		純資産合計	6,719,610
		負債純資産合計	19,736,299

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		16,098,419
売上原価		11,476,901
売上総利益		4,621,518
販売費及び一般管理費		3,466,949
営業利益		1,154,568
営業外収益		
受取利息	32	
受取配当金	9,795	
助成金収入	12,218	
その他	4,890	26,938
営業外費用		
支払利息	17,757	
自己株式取得費用	55,000	
その他	191	72,948
経常利益		1,108,557
特別損失		
減損損失	123,993	
固定資産除却損	9,902	
その他	1,985	135,881
税金等調整前当期純利益		972,676
法人税、住民税及び事業税	208,237	
法人税等調整額	165,389	373,627
当期純利益		599,049
親会社株主に帰属する当期純利益		599,049

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
資 科 目			負 科 目		
流動資産		8,796,521	流動負債		8,001,514
現金及び預金		624,017	買掛金		1,673,794
受取手形		2,075	短期借入金		3,462,000
売掛資産		6,262,298	1年内返済予定の長期借入金		336,000
リース投資資産		1,358,114	リース負債		452,536
商品		44,881	未払費用		647,713
仕掛品		127,457	未払法人税等		94,426
材料及び貯蔵品		35,145	未払消費税		203,901
前払費用		138,773	未受入金		243,806
その他の金		204,139	預り金		53,723
貸倒引当金		△380	与引当金		90,811
固定資産		10,745,110	賞与引当金		662,157
有形固定資産		6,865,715	製品保証引当金		6,435
建物		4,632,709	受取引当金		73,478
構築物		33,223	固定負債		729
機械及び装置		25,818	長期借入金		2,426,000
車両運搬具		0	リース負債		995,826
工具、器具及び備品		299,836	退職給付引当金		1,364,851
土地		1,732,845	資産除去債務		405
リース資産		82,630	負債合計		12,788,598
建設仮勘定		58,651	純資産の部		
無形固定資産		2,404,896	株主資本		6,654,973
ソフトウェア		2,385,498	資本金		1,395,482
ソフトウェア仮勘定		3,798	資本剰余金		1,087,400
その他の資産		15,599	資本準備金		1,044,925
投資その他の資産		1,474,498	その他の資本剰余金		42,475
投資有価証券		398,707	利益剰余金		6,067,695
関係会社株		8,320	利益準備金		87,500
長期貸付金		70,000	その他利益剰余金		5,980,195
破産更生債権等		217	別途積立金		4,760,000
長期前払費用		42,465	繰越利益剰余金		1,220,195
繰延税金資産		841,010	自己株式		△1,895,604
その他の金		124,470	評価・換算差額等		80,050
貸倒引当金		△10,692	その他有価証券評価差額金		80,050
資産合計		19,541,632	新株予約権		18,010
			純資産合計		6,753,034
			負債及び純資産合計		19,541,632

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		15,695,413
売 上 原 価		11,198,715
売 上 総 利 益		4,496,697
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,315,502
営 業 利 益		1,181,194
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,904	
助 成 金 収 入	5,402	
為 替 差 益	170	
そ の 他	4,509	19,987
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,265	
自 己 株 式 取 得 費 用	55,000	72,265
経 常 利 益		1,128,916
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	9,902	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	276,679	
そ の 他	1,985	288,567
税 引 前 当 期 純 利 益		840,348
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	208,057	
法 人 税 等 調 整 額	157,883	365,940
当 期 純 利 益		474,408

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社電算
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳英 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島 義浩 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩瀬 弘典 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社電算の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社電算及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社電算
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳英 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島 義浩 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩瀬 弘典 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社電算の2020年4月1日から2021年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会にオンライン形式で出席するほか、その子会社の取締役及び使用人と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社 電算 監査役会

常勤監査役	橋本 宣彦	㊟
社外監査役	小出 貞之	㊟
社外監査役	宮坂 直慶	㊟
社外監査役	石田 和彦	㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役10名選任の件

取締役 轟一太、丸山沢水、河井聡司、長門博文、村松文男、吉川満則、依田頼和、小林秀明、小根山克雄及び宇都宮進一の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	<small>とどろき</small> 轟 <small>かず</small> 一 <small>た</small> 太	代表取締役社長	再任
2	<small>まる</small> 丸 <small>やま</small> 山 <small>たく</small> 沢 <small>み</small> 水	代表取締役専務	再任
3	<small>かわ</small> 河 <small>い</small> 井 <small>さと</small> 聡 <small>し</small> 司	取締役	再任
4	<small>むら</small> 村 <small>まつ</small> 松 <small>ふみ</small> 文 <small>お</small> 男	取締役	再任
5	<small>よし</small> 吉 <small>かわ</small> 川 <small>みつ</small> 満 <small>のり</small> 則	取締役	再任
6	<small>よ</small> 依 <small>だ</small> 田 <small>より</small> 頼 <small>かず</small> 和	取締役	再任
7	<small>い</small> 井 <small>ぐち</small> 口 <small>くみこ</small> 久美子		新任
8	<small>こ</small> 小 <small>ばやし</small> 林 <small>ひで</small> 秀 <small>あき</small> 明	社外取締役	再任 社外 独立
9	<small>お</small> 小 <small>ね</small> 根 <small>やま</small> 山 <small>かつ</small> 克 <small>お</small> 雄	社外取締役	再任 社外
10	<small>う</small> 宇 <small>つのみ</small> 都宮 <small>しん</small> 進 <small>いち</small> 一	社外取締役	再任 社外 独立

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日) がな 名 とどろき 轟 かず 一 た 太	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1 再任	(1946年1月18日生)	1969年3月 信越放送株式会社入社 2000年6月 同社取締役 2003年6月 同社常務取締役 2004年6月 当社取締役 2005年6月 当社専務取締役 2008年6月 当社代表取締役専務 2011年6月 当社代表取締役社長(現任) 2021年5月 株式会社ティー・エム・アール・システムズ取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ティー・エム・アール・システムズ取締役 株式会社メイツ長野社外取締役 株式会社長野県カルチャーセンター社外取締役 株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ社外取締役 長野県信用組合理事(2021年6月25日付で退任予定)	38,600株
【取締役候補者とした理由】 前会社で培われた経営手腕と2004年6月に当社取締役に就任以来、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてきたことを考慮して、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。			

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2 再任	まる やま たく み 丸 山 沢 水 (1962年2月12日生)	1985年4月 当社入社 2007年12月 当社内部監査室長 2013年4月 当社管理本部人事部長 2014年6月 当社取締役管理本部担当兼経営企画本 部担当兼情報開示担当管理本部長 2016年7月 株式会社ティー・エム・アール・シス テムズ代表取締役社長 2018年4月 当社取締役管理本部担当兼情報開示担 当管理本部長 2018年6月 当社代表取締役専務管理本部担当兼情 報開示担当管理本部長 2020年5月 株式会社ティー・エム・アール・シス テムズ取締役 2020年6月 当社代表取締役専務管理本部担当兼情 報開示担当(現任)	7,300株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社における内部監査室長及び管理本部人事部長などの豊富な経験を有しています。当社及び当社グループ内で取締役を務め、その手腕を考慮して、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。</p>			

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日) がな 名	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3 再任	かわ 河 い 井 さと 聡 し 司 (1963年3月13日生)	1985年4月 当社入社 2009年4月 当社公共事業本部公共ソリューション 3部長 2010年4月 当社公共事業本部公共ソリューション 1部長 2012年4月 当社公共事業本部公共統括部長 2013年4月 当社ビジネス事業本部長 2014年4月 当社ビジネス事業本部長兼データセン ター長 2014年6月 当社取締役ビジネス事業本部担当兼デ ータセンター担当ビジネス事業本部長 兼データセンター長 2015年4月 当社取締役技術推進本部担当兼データ センター担当技術推進本部長兼データ センター長 2018年4月 当社取締役技術推進本部担当兼データ センター担当データセンター長 2019年4月 当社取締役公共開発本部担当兼ビジネ ス開発本部担当兼データセンター担当 データセンター長 2020年6月 当社取締役データセンター担当データ センター長 (現任) (重要な兼職の状況) エス・ビー・ネット株式会社社外取締役	3,900株
<p>【取締役候補者とした理由】 公共及び産業分野の事業推進に功績が認められ、また、ICT技術に関する豊富な知識を有しております。当社の取締役として公共及び産業分野の開発本部並びにデータセンターを担当するなど経営に携わってきました。その手腕を考慮して、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。</p>			

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日)	がな 名 (重要な兼職の状況)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4 再任	むら 村 (1960年12月13日生)	まつ 松 ふみ 文 お 男	1982年 6 月 当社入社 2010年 4 月 当社公共事業本部公共営業部長 2014年 4 月 当社ビジネス事業本部ビジネス営業部長 2015年 4 月 当社東京支社営業部長 2016年 4 月 当社東京支社長 2017年 4 月 当社公共事業本部長 2018年 4 月 当社営業本部長 2019年 6 月 当社取締役営業本部担当（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社諏訪広域総合情報センタ社外取締役	2,900株
<p>【取締役候補者とした理由】 公共及び産業分野の営業部長、事業本部長及び営業本部長などの経験を有しています。当社の取締役として営業本部を担当するなど経営に携わってきました。その手腕を考慮して、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。</p>				
5 再任	よし 吉 (1965年10月6日生)	かわ 川 みつ 満 のり 則	1989年 4 月 当社入社 2013年 4 月 当社技術開発センター長 2015年 4 月 当社技術推進本部技術開発部長 2018年 4 月 当社技術推進本部長 2019年 6 月 当社取締役技術推進本部担当技術推進本部長（現任）	2,700株
<p>【取締役候補者とした理由】 ICT技術に関する豊富な知識を有し、当社における技術推進本部長などの経験を有しています。当社の取締役として技術推進本部を担当するなど経営に携わってきました。その手腕を考慮して、引き続き新規事業の創出による当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。</p>				

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
6 再任	よ 依 だ 田 より 頼 かず 和 (1967年2月4日生)	1987年4月 当社入社 2012年4月 当社公共事業本部公共ソリューション 1部長 2017年4月 当社公共事業本部商品開発部長 2018年4月 当社公共開発本部商品開発部長 2019年4月 当社公共開発本部長 2020年6月 当社取締役公共開発本部担当兼ビジ ネス開発本部担当公共開発本部長（現 任）	900株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>公共分野を中心にシステム部門の部長、商品開発部長及び公共開発本部長などの経験を有しています。当社の取締役として公共及び産業分野の開発本部を担当するなど経営に携わってきました。その手腕を考慮して、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。</p>		
7 新任	い 井 ぐち 口 くみ 久美子 こ 子 (1960年8月16日生)	1983年4月 富士通株式会社入社 2008年12月 同社JAITS支援部長 2012年7月 同社JAITS企画部長兼一般財団法人富 士通JAITS所長 2017年7月 同社JAITS企画部長兼一般財団法人富 士通JAITS理事兼所長 2019年10月 当社入社	—
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>情報サービス産業における長年の業務経験と豊富な見識を有しているほか、国内外での人材育成プログラムの企画・運営責任者としての経験から、その手腕を考慮して、当社の企業価値向上及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。</p>		

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日) がな 名	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
8 再任	こ ばやし ひで あき 小 林 秀 明 (1945年12月19日生) 社外取締役候補者 独立役員	1968年4月 外務省入省 1988年7月 在オーストラリア日本国大使館参事官 1992年1月 在ポーランド日本国大使館公使 1995年4月 総理府事務官 公正取引委員会事務局 官房審議官 1997年8月 在アメリカ合衆国日本国大使館特命全 権公使 2000年2月 国際連合日本政府代表部特命全権大使 2001年4月 儀典長 2002年10月 東宮侍従長 2005年11月 在タイ日本国大使館特命全権大使 2008年10月 内閣府迎賓館館長 2011年6月 当社社外取締役(現任)	4,600株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>過去に社外役員となること以外で会社の経営に関与された経験はありませんが、外交官として国際政治経済についての長年の経験と知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に国際性・多様性の観点から中長期的な企業価値の向上を図るための監督、助言及び業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から当社の経営全般に対する助言が期待でき、当社社外取締役として適任と判断したためです。</p>			

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日) がな 名	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
9 再任	おねやま かつ お 根 山 克 雄 (1943年2月25日生) 社外取締役候補者	1965年3月 信越放送株式会社入社 1997年6月 同社取締役東京支社長 2001年6月 同社常務取締役東京支社長 2004年6月 同社専務取締役営業本部長 2005年6月 同社代表取締役専務 2010年6月 同社代表取締役副社長 2011年6月 同社代表取締役社長 2011年6月 当社社外取締役（現任） 2015年6月 信越放送株式会社代表取締役会長 2018年6月 同社取締役会長 2020年6月 同社取締役相談役（現任） (重要な兼職の状況) 信越放送株式会社取締役相談役 長野カントリー株式会社代表取締役社長	7,000株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 他社における会社経営に関する豊富な経験と知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に企業経営の観点から経営方針・経営戦略について監督、助言いただくこと及び業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から当社の経営全般に対する助言が期待でき、当社社外取締役として適任と判断したためです。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
10 再任	うつみや しんいち 宇都宮 進 一 (1955年9月29日生) 社外取締役候補者 独立役員	1983年1月 長野トヨタ自動車株式会社入社 1989年5月 同社代表取締役副社長 2003年5月 同社代表取締役社長 2017年6月 当社社外取締役(現任) 2020年4月 株式会社Uホールディングス代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社Uホールディングス代表取締役社長 長野トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 株式会社ユー・リアルエステート代表取締役社長 株式会社長野県自動車会館代表取締役 トヨタエルアンドエフ長野株式会社代表取締役会長 株式会社トヨタレンタリース長野代表取締役会長 株式会社ユー・ボディアンドペインティング代表取締役会長 宇都宮商会株式会社代表取締役会長 株式会社共立プランニング社外取締役 株式会社アサヒエージェンシー社外取締役 長野朝日放送株式会社社外取締役 丸子警報器株式会社社外取締役 長野県信用組合総代	12,100株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>多業種における会社経営に関する豊富な経験と知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に企業経営の観点から経営方針・経営戦略について監督、助言いただくこと及び業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から当社の経営全般に対する助言が期待でき、当社社外取締役として適任と判断したためです。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2021年3月31日時点における株式数で記載しております。
2. 取締役候補者と当社との間における特別の利害関係は、次のとおりであります。
- ① 取締役候補者 轟一太氏は、株式会社メイツ長野、株式会社長野県カルチャーセンター、株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティの社外取締役及び長野県信用組合の理事を兼務しております。当社は株式会社メイツ長野との間に事務スタッフ受け入れ等の人材派遣関係及びシステム利用料等の取引関係、株式会社長野県カルチャーセンターとの間にシステム利用料等の取引関係、株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティとの間にインターネットサービス等の取引関係、長野県信用組合との間にシステム利用料及び借入金等の取引関係があります。なお、轟一太氏は、2021年6月25日付で長野県信用組合理事を退任予定です。
 - ② 取締役候補者 小根山克雄氏は、信越放送株式会社取締役相談役及び長野カントリー株式会社の代表取締役社長を兼務しております。当社は信越放送株式会社及び長野カントリー株式会社との間にシステム利用料等の取引関係があります。
 - ③ 取締役候補者 宇都宮進一氏は、株式会社Uホールディングス、長野トヨタ自動車株式会社、株式会社ユー・リアルエステートの代表取締役社長、株式会社長野県自動車会館の代表取締役、トヨタエルアンドエフ長野株式会社、株式会社トヨタレンタリース長野、株式会社ユー・ボディアンドペインティング、宇都宮商会株式会社の代表取締役会長、株式会社共立プランニング、株式会社アサヒエージェンシー、長野朝日放送株式会社、丸子警報器株式会社の社外取締役及び長野県信用組合総代を兼務しております。当社は株式会社Uホールディングスとの間にデータセンターサービス利用料等の取引関係、長野トヨタ自動車株式会社との間に車両費等の取引関係、株式会社共立プランニングとの間に広告宣伝、データセンターサービス利用料等の取引関係及び長野県信用組合との間にシステム利用料及び借入金等の取引関係があります。他9社との間に特別の利害関係はありません。
 - ④ その他の候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

3. 取締役候補者 小林秀明氏、小根山克雄氏及び宇都宮進一氏は、社外取締役候補者であります。

当社は小林秀明氏及び宇都宮進一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、小林秀明氏及び宇都宮進一氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

小林秀明氏、小根山克雄氏及び宇都宮進一氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって小林秀明氏及び小根山克雄氏が10年、宇都宮進一氏が4年となります。

5. 社外取締役候補者との責任限定契約について

当社は小林秀明氏、小根山克雄氏及び宇都宮進一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、小林秀明氏、小根山克雄氏及び宇都宮進一氏の再任が承認された場合には、3氏との当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております（ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とする）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

7. 当社は、基本的に特別な利害関係を有しておらず、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有している方を、社外取締役に選任する方針であります。また、利害関係を有している場合でも、重要性等を検討し、客観的視点から当社経営に対し提言をいただける方を、社外取締役に選任する方針であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 小出貞之氏が任期満了となり、橋本宣彦氏が辞任されます。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者 漆原道雄氏は、監査役 橋本宣彦氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款第35条第2項の規定により、監査役 橋本宣彦氏の任期が満了する2023年6月開催予定の第58期定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日) がな 名	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1 新任	うるし ほら みち お 漆 原 道 雄 (1961年10月2日生)	1985年4月 当社入社 2009年4月 当社新潟支社長兼新潟支社営業部長 2014年4月 当社データセンター企画管理部長 2016年4月 当社経営企画本部販売企画推進部長 2017年7月 当社内部監査室長 2021年4月 当社内部監査室(現任)	100株
<p>【監査役候補者とした理由】 当社における支社長、支社営業部長、データセンター企画管理部長、販売企画推進部長及び内部監査室長としての豊富な経験、幅広い知見を有していることから、当社監査役として適任と判断したためです。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2 再任	こ 出 貞 之 (1947年6月18日生) 社外監査役候補者 独立役員	1970年4月 株式会社八十二銀行入行 2000年6月 同行執行役員企画部長 2002年6月 同行常務執行役員諏訪支店長 2004年6月 同行常務取締役 2007年6月 同行代表取締役副頭取 2011年4月 長野経済研究所理事長 2013年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社守谷商会社外取締役 長野カントリー株式会社社外監査役	500株
	【社外監査役候補者とした理由】 会社経営者としての豊富な経験並びに経営に関する高い見識及び監督能力を反映し、引き続き当社の監査体制に対する適切な役割が期待でき、社外監査役として適任と判断したためです。		

- (注) 1. 各監査役候補者の所有する当社の株式数は、2021年3月31日時点における株式数で記載しております。
2. 監査役候補者と当社との間における特別の利害関係は、次のとおりであります。
- ① 監査役候補者 小出貞之氏は、株式会社守谷商会社外取締役及び長野カントリー株式会社社外監査役を兼務しております。当社は長野カントリー株式会社との間にシステム利用料等の取引関係があり、株式会社守谷商会との間に特別の利害関係はありません。
- ② 監査役候補者 漆原道雄氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者 小出貞之氏は、社外監査役候補者であります。
当社は小出貞之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、小出貞之氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 社外監査役候補者が監査役に就任してからの年数について
小出貞之氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。

5. 社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は小出貞之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、小出貞之氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、当社監査役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております（ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とする）。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

7. 当社は、基本的に特別な利害関係を有しておらず、当社の一般株主と利益相反の生じらぬおそれのない独立性を有している方を、社外監査役に選任する方針であります。また、利害関係を有している場合でも、重要性等を検討し、客観的視点から当社経営に対し提言をいただける方を、社外監査役に選任する方針であります。

第3号議案 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2014年10月30日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入し、さらに2015年6月25日開催の当社第50期定時株主総会および2018年6月27日開催の第53期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき本プランを継続いたしました。その有効期限は、本総会の終結の時までとなっております。

当社は、本プランの有効期間満了を迎えるにあたり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非を含めてそのあり方について検討してまいりました。その結果、2021年5月27日開催の当社取締役会において、当社定款第49条の定めに従い、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、本プランを継続することを決議し、公表いたしました。

つきましては、本プランを継続することにつき株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの内容は以下のとおりであります。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を継続的かつ安定的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けが行われる場合、当該行為が当社の企業価値および株主の皆様のご共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社においては、総合行政情報システム「Reams（リームス）」に代表される当社の技術・知識・ノウハウが最大限活かされて開発された各種ソフトウェア資産、技術・知識・ノウハウが蓄積された人材、お客様密着型の企業文化、提携ビジネスパートナーとの協働関係の確立、および独立系情報サービス企業であることなどが、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益の源泉であると考えております。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社の事業および財務の内容並びに当社の企業価値を理解し、当社の企業価値の源泉を中長期的に確保・向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が毀損されることとなります。また、当社株式の大量買付けを行う提案を受けた際、株主の皆様が最善の選択を行うためには、大量買付行為が当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、そのために必要な情報や時間が確保されないまま大量買付行為が強行される場合には、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益が毀損されることとなります。

当社は、そのような当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

下記の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう買付者が現れる危険性を低減するとともに、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図る基盤となるものと考えます。従って、これらの取組みは、当社における会社支配に関する基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

1. 当社の概要

当社は、地方公共団体および関連する諸団体を中心に、民間企業および諸団体等に情報システムを含むワンストップトータルソリューションなどの各種ソリューションを提供しております。特に公共分野向けのソリューションは、約40年に亘る地方公共団体向け総合行政情報システム「Reams（リームス）」の開発・運用実績により、豊富なサービスメニューを取りそろえており、全社売上高の約7割を占めております。産業分野向けのソリューションでは、金融業、流通業、製造業、医療福祉等、多様なお客様向けにそれぞれの業務内容に適した情報環境づくりをサポートしております。当社は、利益の源泉となる売上高の拡大に注力する一方、適切な研究開発投資や計画に基づいた設備投資および積極的な人材育成への投資を進めながらコスト削減を図り、利益体質の向上を図ってまいります。

2. 当社の企業価値の源泉

(1) 技術・知識・ノウハウが最大限活かされて開発された各種ソフトウェア資産

当社は、評価コンサル、システム設計・開発、保守、運用等の各種技術、地方公共団体や金融機関等の各種業務知識、お客様業務の効率化・最適化等に資する各種ノウハウを長年に亘り蓄積し、その蓄積された技術・知識・ノウハウが最大限活かされて開発された各種ソフトウェア資産は当社の企業価値の源泉そのものであります。

(2) 技術・知識・ノウハウが蓄積された人材

当社は1966年の創立以来、優秀な人材を確保するとともに、OJTや各種研修等による技術・知識・ノウハウの獲得および継承を継続して実施してまいりました。長きに亘り蓄積されたこれらの技術・知識・ノウハウが個々の従業員に継承され、高い開発力と業務知識を維持しております。

(3) お客様密着型の企業文化

当社は、あらゆる場面においてお客様に長期的・継続的に密着しているからこそいただけるお客様からの貴重な意見・要望を真摯に受け止め、技術・知識・ノウハウとして蓄積するとともに、常に成長する情報システム・各種ソリューションをお客様に提供してまいりました。このことにより、お客様は常に最新の各種ソリューションをご利用いただくことが可能となり、お客様および当社双方がメリットを享受することができる継続的な関係を築いております。こうしたお客様を第一に考える、お客様密着型の企業文化が当社経営陣および従業員に浸透しております。

(4) 提携ビジネスパートナーとの協働関係の確立

当社は約20年に亘り全国各地に提携ビジネスパートナーを発掘・獲得し、共にビジネスを推進してまいりました。長きに亘り蓄積された技術・知識・ノウハウを当社と提携ビジネスパートナーとの間で相互提供し切磋琢磨することにより、提携ビジネスパートナーと強固な信頼関係を築いてまいりました。提携ビジネスパートナーは当社開発製品を販売・保守・運用するのみならず、当社の情報システムを含む各種ソリューションの開発に参画し、当社は提携ビジネスパートナーに対し当社人材を派遣するなど、相互の人材交流が活発に行われており協働関係が確立しております。

(5) 独立系情報サービス企業であること

当社は、特定の企業グループに属していないため、特定の企業グループから影響を受けることはありません。この特定の企業グループに属さないことが、広範なお客様および提携ビジネスパートナーと強固な信頼関係を長きに亘り維持・向上させてきたと考えております。独立系情報サービス企業であることを最大限に活かし、より広範なお客様および提携ビジネスパートナーを発掘・獲得しております。

3. 企業価値の向上に資する取組み

(1) 成長企業としての基盤構築

当社は今後の成長戦略として、新商品の開発への積極的な投資、全国エリアへの営業強化、データセンター事業の拡大により、商品・サービスの多様化、得意分野の競争力強化等を図ってまいります。

① 高品質のシステム・サービス提供によるシェア拡大

高品質のシステム・サービスを安定的に供給し続け、「Reams（リームス）」や「リース業務パッケージ」等の主力パッケージシステムのシェア拡大を図ります。

② さらなる全国展開の推進

当社商品群の競争力を向上させ、常に成長する各種ソリューションを開発・運用することは無論のこと、当社の営業員の営業力および全国の提携ビジネスパートナーとの協働の強化を図り、継続的かつ飛躍的に業績を拡大することができる体質を持った成長企業としての基盤を構築してまいります。

なお、2021年4月より愛知県名古屋市内にサポートサービスセンターを新設し、東海地域での営業活動、サポート活動の強化を図っております。また、同じく2021年4月よりビジネス環境の変化に迅速に対応するとともに、当社の顧客や社会からのニーズに的確に対応するため、公共開発本部にDX推進室を新設しております。DX推進室では、デジタル化・オンライン化等、デジタルトランスフォーメーション（DX）の新たな事業モデルを検討・企画し、事業の具現化に向けての活動を推進してまいります。

③ 収益力の向上と強固な事業基盤の構築

開発担当が公共分野・産業分野を問わず広い業務知識と開発能力を習得し、顧客ニーズに迅速に対応できる体制を構築し、収益力の強化を図り、企業価値の向上に繋がります。また、安定した収益に繋がるストックビジネスとして、データセンターおよびセキュリティサービスをさらに拡大し、強固な事業基盤を構築してまいります。

④ 新たなサービスの創出

当社は2020年6月に、AI（人工知能）を活用した外観検査システム「Observe AI（オブザーブ・アイ）」をリリースいたしました。政府や社会におけるデジタル化に向けた強力な推進が加速する中、継続的に情報収集・検討を重ね、環境変化に対応した新商品の開発や新技術への対応に積極的にチャレンジし、今後も成長が見込まれるAI・DX等のデジタル新領域において、お客様の期待に応える、新たなサービスの創出を進めてまいります。

(2) 積極的な人材育成による技術力の向上

積極的な事業展開および企業成長のためには、一定水準以上の技術力等を有する優秀な技術者が不可欠であり、人材の確保は最重要の課題であります。優秀な人材の採用とあわせ、将来の事業環境を見据えた計画的な人材育成を実施し、システム開発技術者の技術力の向上、特定分野の専門知識を有するプロフェッショナルの育成、経営戦略、営業戦略の立案および組織マネジメントの中心となる立場を担う人材の育成等を図ってまいります。

(3) 主力製品の研究開発および設備投資

「Reams（リームス）」等、当社の主力製品の開発および計画に基づく販売の推進、並びにデータセンターの設備増強等により、事業の持続的成長を進めてまいります。

また、データセンターサービスを拡充し、お客様の求める最適なサービスを提供することで、より広範囲なおお客様の獲得を目指してまいります。

(4) システム開発の品質・生産性向上

当社は、お客様に最新のシステムをご利用いただくため、システム機能強化、各種制度改正対応および新システム提供に伴うシステム開発を継続して実施しております。当社では、ISO9001規格に基づく品質方針および品質マニュアルに従った開発による、品質・生産性の向上を実現してまいります。

4. コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組み

当社は、企業価値および株主の皆様との共同の利益の継続的向上のために、経営の透明性と健全性の確保および環境の変化に迅速・適切に対応できる経営機能を強化することがコーポレート・ガバナンスの重要な目的であると考え、次のような取組みを行っております。

当社は、当社経営陣の株主の皆様に対する経営責任を一層明確化するために取締役の任期を1年としております。また、現在の取締役10名のうち3名を社外取締役としており、監査役4名うち3名を社外監査役としております。なお、社外取締役および社外監査役のうち5名は、当社の株主の皆様と利益相反の生じるおそれはなく十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

このような役員体制のもと、毎月定例的に開催する取締役会では、各社外取締役および社外監査役は、株主の皆様と利益相反が生じるおそれのない客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識および幅広く高度な経営に対する経験・見識を活かした社外的観点からの監督または監査、および助言・提言等を実施しており、取締役会の重要な意思決定および業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担っております。

なお、監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務遂行状況を監査するとともに、内部監査担当者および会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性を高めております。

また、当社は、コーポレートガバナンス・コード「原則3-1(ii)」を踏まえ、株主をはじめとするステークホルダーへの社会的責任を果たすとともに、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現することを目的として「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しております。

III. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン継続の必要性について

本プランは、会社支配に関する基本方針に照らして適当でない者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして継続するものです。

Iにおいて述べましたとおり、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、必要な情報や時間を確保した上で、当社取締役会から株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とし、もって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するための枠組みを確保することが必要不可欠であると考えております。

なお、当社の筆頭株主である信越放送株式会社（以下「信越放送」といいます。）は、2021年3月31日現在で当社株式の42.61%を保有しております。信越放送は、当社の安定株主として当社と友好的な関係を構築しており、本プランにおける対象にしておりませんが、財務および事業の方針に関しては相互に独立した意思決定を行っており、信越放送が今後も当社株式を保有し続けることについて、信越放送との間で契約等が存在しておらず、将来、信越放送の事情により当社の株式を売却し、当社株式の流動性が増す可能性は否定できません。従いまして、今後、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうような大量買付行為がなされた場合には、株主の皆様が当該大量買付行為についての条件・方法等について検討し、また当社取締役会による意見・代替案作成等のために、必要かつ十分な情報や検討時間を確保する必要性があると考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、大量買付行為が行われた際における情報提供および検討時間の確保等に関する一定のルールを設定し、Iにおいて述べました会社支配に関する基本方針に照らして適当でない者によって大量買付行為が行われる場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本プラン継続を決定いたしました。

なお、当社は、現時点において、特定の第三者から大量買付行為を行う旨の通告や提案を受けているわけではありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

イ. 本プランの趣旨

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、III 2. (2)において定義する大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

ロ. 独立委員会の設置と同委員会への諮問

①大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、②大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置を発動するか否か、および、③対抗措置を発動するか否かについて株主総会に諮るか否かの判断については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、独立委員会規則（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、独立委員会に必ず諮問することとします。独立委員会の委員は3名以上とし、現在設置している独立委員会委員である社外取締役の小林 秀明氏、社外監査役の小出 貞之氏および社外有識者の角田 大憲氏の3名は、本プランの継続後も独立委員会委員に就任する予定です（各委員の略歴につきましては、別紙2をご参照ください。）。

独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対して必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について提供を求めながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会にかかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとし、

本プランは、対抗措置の発動のためには、上記のとおり当社取締役会の決議に先立ち独立委員会による勧告手続を経なければならない、かつ当社取締役会は同勧告を最大限尊重しなければならないものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性が確保できるよう設計されています。

なお、当社取締役会が独立委員会に対して諮問する対抗措置の具体的内容につきましてはIII 2. (9)をご参照ください。

(2) 対象となる大量買付行為

本プランは、以下の①ないし③のいずれかに該当しまたはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。以下「大量買付行為」といいます。）を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株券等¹に関する大量買付者の株券等保有割合²が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得³
- ②当社が発行者である株券等⁴に関する大量買付者の株券等所有割合⁵とその特別関係者⁶の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得⁷
- ③当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主との間で当該他の株主が当該大量買付者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為⁸

1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下本書において別段の定めがない限り同じとします。

2 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下本書において同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)大量買付者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大量買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、大量買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じ。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

3 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を取得することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。②において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下本書において同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

6 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)同法第27条の23第5項に定義される共同保有者および(ii)契約金融機関等は、大量買付者の特別関係者とみなします。以下本書において同じとします。

7 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

8 当該大量買付者が当該他の株主との間で行う株券等の取得もしくは譲渡または当社の株主としての議決権その他の権利の行使に関する合意その他金融商品取引法第27条の23第5項および同条第6項にかかる共同保有者に該当することとなる行為の一切をいいます。

(3) 情報提供の要求

大量買付行為を行う大量買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言を含む書面（大量買付者の代表者による署名または記名捺印のなされたもの）および当該署名または捺印を行った代表者の資格証明（以下これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、大量買付者の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている大量買付行為の概要を明示していただきます。

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報のリストを含みます。以下、当該情報を「本必要情報」といいます。）を大量買付者に対して交付いたします。大量買付者は、当社が交付した書式に従い、本必要情報等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社に提出していただきます。なお、意向表明書および買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

本必要情報の具体的内容は大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（大量買付者およびそのグループの名称、住所、事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大量買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券（以下「当社有価証券」といいます。）、過去60日間において大量買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況（取引の性質、価格、取引の場所および方法、取引の相手方を含みます。）および当社有価証券に関して大量買付者が締結した全ての契約、取決めおよび合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）
- ③大量買付行為の目的（経営支配権の取得、経営参加、重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を含みます。以下同じとします。）、方法および内容（大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為および関連する取引の実現可能性等に関する情報を含みます。）

- ④大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。）の有無、並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容
- ⑤大量買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）および買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥当社の経営に参画した後に想定している経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑦当社の取引先、顧客、従業員等のステークホルダーに対する対応方針
- ⑧反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑨その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。この場合、当社取締役会は、本プランに定める手続の迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大量買付者の回答に期限を設定する場合があります。ただし、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じてその期限を延長することができるものとします。

当社取締役会は、大量買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、法令および関係する金融商品取引所の規則に従ってその全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかにこれを独立委員会に提供します。独立委員会は、当社取締役会から提供された情報が不十分であると判断した場合は、大量買付者に対し、適宜合理的な期限を定めた上、直接または取締役会を通じて本必要情報を追加提出するように求めることがあります。

当社取締役会または独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、当社取締役会は、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って直ちにその旨を開示いたします。

(4) 取締役会による意見、代替案等の提示

大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の当社取締役会による検討期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らない等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつき止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された延長期間およびその延長期間が必要とされる理由を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って直ちに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において大量買付者から提供された本必要情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得ることができるものとします。

その上で、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付行為の内容を検討し大量買付行為の内容を改善させるために、大量買付者と協議、交渉を行います。大量買付者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者の大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って情報開示を行います。

(5) 独立委員会による評価、検討

独立委員会は、大量買付者および当社取締役会から提供された情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の評価・検討等を行います。また、独立委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提供された本必要情報、大量買付者の大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、取締役会を通じて株主の皆様に対し、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って速やかに情報開示を行います。

(6) 独立委員会の勧告手続

独立委員会は、取締役会評価期間内に、以下に定めるところにより、当社取締役会に対して大量買付行為に関する勧告を行うものとします。

イ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合

大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定められた手続が遵守されている場合であっても、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断したときは、独立委員会は、対抗措置の発動を勧告し、または対抗措置を発動するか否かにつき株主総会に諮るべきであると勧告することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- ①次のa. ないしd. までの掲げる行為等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付行為である場合
- a. 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - b. 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような行為
 - c. 会社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

d. 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- ②強圧的二段階買付け（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大量買付行為である場合
- ③大量買付者による支配権取得により、取引先、顧客、従業員等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれる場合
- ④大量買付行為の条件（対価の種類・価額、大量買付行為の時期、買付方法の適法性、大量買付行為の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーへの対応方針等を含みます。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み著しく不十分または不適当な大量買付行為である場合
- ⑤大量買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥その他①ないし⑤に準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

当社取締役会は、当該大量買付行為が以上の類型に準ずると認められる場合には、当該大量買付行為に反対しこれを中止することを求めるか否かにつき、独立委員会の勧告を経たうえで株主総会において株主の皆様のご意思を確認することができるものとします。

ロ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守しない場合

大量買付者により、本プランに定める手続が遵守されない場合で、当社取締役会がその是正を書面により要請した後5営業日以内に是正がなされない場合には、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させるべきでないことが明白である場合その他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会は、かかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

(7) 当社取締役会による決議および株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会評価期間内に対抗措置の発動もしくは不発動の決議または株主総会招集の決議その他必要な決議等を行うものとします。

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動するか否かにつき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、または独立委員会から対抗措置の発動の勧告を受けたうえで当社取締役会が株主総会にこれを諮るべきと判断した場合その他必要な場合には、株主総会招集の決議を行い、原則として当該決議の日より最長60日以内に当社株主総会を開催し、対抗措置を発動するか否か等についてお諮りすることとします。

これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。なお、大量買付者は、当社取締役会（対抗措置の発動等について株主総会に諮る場合には株主総会）が、発動または不発動の決議等を行い、当社がその決議内容を開示するまでは、大量買付行為を行うことができないものとします。

(8) 対抗措置発動の中止等について

当社取締役会は、①大量買付行為が撤回された場合や、②大量買付者による本必要情報の提供が完了したと当社が判断した旨開示した後、大量買付者によって当該本必要情報につき重要な変更がなされたと当社取締役会または独立委員会が判断した場合、③その他対抗措置を発動すべき旨の独立委員会の勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、その決議により、対抗措置発動の中止または変更を行うことができるものとします。ただし、当社取締役会は、対抗措置発動の中止を決議する際には独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切に開示します。

上記②の場合には、原則として、従前の本必要情報を前提とする大量買付行為について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の本必要情報を前提とする大量買付行為について、変更前とは別個の大量買付行為として本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

(9) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大量買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令および当社の定款上認められている措置とします。大量買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、別紙3のとおりです。

3. 株主・投資家等の皆様に与える影響等

(1) 本プラン継続時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プラン継続時点においては、新株予約権無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主および投資家の皆様の権利関係に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置として新株予約権無償割当て等の対抗措置を発動することがあります。対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合、当社取締役会決議または株主総会決議において定める割当日現在の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられ、かかる株主の皆様は、新株予約権無償割当ての割当日において当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。新株予約権無償割当ての仕組上、当社株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。ただし、本プランに違反した大量買付者および当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者については、法的権利または経済的権利において損失を被る場合があります。

当社取締役会または株主総会が対抗措置として新株予約権無償割当ての実施を決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合であって、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が当該新株予約権無償割当てを中止し、また無償割当てされた当該新株予約権を無償取得する場合には、結果として一株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

なお、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、対抗措置の発動に関する当社取締役会または株主総会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

4. 本プランの有効期間等

本プランの当初の有効期間は、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、同承認があった日より継続されることとします。継続後の有効期間は、同承認があった日から、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものにかかわる定時株主総会終結の時までの約3年間とし、以降、本プランの継続については、当社の株主総会の承認をいただくこととします。

ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。なお、取締役会は、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得たうえで、本プランの内容を変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

5. 法令等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2021年5月27日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

IV. 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

(1) 会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付けに関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、情報判断のための一定の評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしています。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社の企業価値および株主共同の利益が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは当社の会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

(2) 株主共同の利益を損なうものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

イ. 買収防衛策に係る指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも配慮したものとなっております。

ロ. 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランについて株主の皆様のご意思を反映するために、本定時株主総会において本プランの継続についての当社株主の皆様のご意思をお諮りさせていただきます。また、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた場合の本プランの有効期間は約3年間とするいわゆるサンセット条項を付すこととしております。さらに、III 4.に記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止することが決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることとなっております。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

ハ. 独立性のある社外者の判断の重視と情報開示

本プランは、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除するために、発動および変更等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者から構成される独立委員会により行われることとされています。実際に当社に対して大量買付行為がなされた場合には、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

ニ. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、III 2.(6)に記載のとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置は発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ホ. 外部専門家等の意見の取得

III 2.(5)に記載のとおり、独立委員会は、当社経営陣から独立した外部専門家等の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

ヘ. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

III 4.に記載のとおり、本プランは、大量買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年であることから、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者（(i) および (ii) についてはその補欠者を含む。）の中から、当社取締役会が選任する。(iii)社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。なお、選任の際の当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、当社取締役会による諮問を受けた場合には、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①対抗措置の発動または不発動（対抗措置を発動するか否かについての株主総会への付議の実施を含む）
 - ②対抗措置の中止またはそれらに類する事項
 - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ①本プランの対象となる大量買付行為への該当性の判断
 - ②大量買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ③大量買付者の大量買付行為の内容の精査・検討
 - ④当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑤取締役会評価期間の延長の決定
 - ⑥大量買付者の大量買付行為に反対しこれを中止することを求めるか否かについての株主総会への付議の実施
 - ⑦本プランの修正または変更の承認
 - ⑧その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨当社取締役会が別途独立委員会を行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、大量買付者に対し、買付説明書記載の情報その他提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求めることができる。また、独立委員会は、大量買付者から買付説明書記載の情報その他本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対し、所定の期間内に、大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者に対して、必要な説明および帳票類の提出を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等を含む。）の助言を得ることができる。
- ・独立委員会の各委員は、大量買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

独立委員会委員の略歴

本プラン継続時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

小林 秀明（こばやし ひであき）

【略 歴】

1945年 12月生

1968年 4月 外務省入省

1988年 7月 在オーストラリア日本国大使館参事官

1992年 1月 在ポーランド日本国大使館公使

1995年 4月 総理府事務官 公正取引委員会事務局官房審議官

1997年 8月 在アメリカ合衆国日本国大使館特命全権公使

2000年 2月 国際連合日本政府代表部特命全権大使

2001年 4月 儀典長

2002年 10月 東宮侍従長

2005年 11月 在タイ日本国大使館特命全権大使

2008年 10月 内閣府迎賓館館長

2011年 6月 当社社外取締役（現任）

小林 秀明氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

小出 貞之 (こいで さだゆき)

【略 歴】

1947年 6月生
1970年 4月 株式会社八十二銀行入行
2000年 6月 同行 執行役員企画部長
2002年 6月 同行 常務執行役員諏訪支店長
2004年 6月 同行 常務取締役
2007年 6月 同行 代表取締役副頭取
2011年 4月 長野経済研究所理事長
2013年 6月 当社社外監査役 (現任)

小出 貞之氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

角田 大憲 (つのだ だいけん)

【略 歴】

1967年 1月生
1994年 4月 東京弁護士会登録
森綜合法律事務所 (現 森・濱田松本法律事務所) 所属
2001年 1月 同事務所パートナー
2003年 3月 中村・角田法律事務所 (現中村・角田・松本法律事務所) 参画、
パートナー (現任)
2008年 4月 MS & ADインシュアランスグループホールディングス(株)監査役
2010年 4月 同社取締役
2016年 6月 エーザイ(株)取締役 (現任)

角田 大憲氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

角田 大憲氏は、2021年6月をもってエーザイ(株)の取締役を退任する予定であります。

以 上

新株予約権の無償割当てをする場合の概要

1.新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

2.新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3.発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。

4.各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5.新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6.新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当てを決議する取締役会において定めるものとするが、以下に掲げる者については、原則として新株予約権を行使することができないものとする。

- ①大量買付者または大量買付者のグループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）
- ②外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる者（ただし、本項に該当する者の有する新株予約権も、後記8.に従って、当社による当社株式を対価とする取得の対象となることがあるものとする。なお、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者については、新株予約権を行使することができるものとする。）

- ③大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）

7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

8. 当社による新株予約権の取得

- (1)当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- (2)当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）をもって、以下に掲げる者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取得日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
- ①大量買付者または大量買付者のグループに属する者
- ②取得日までに、大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）
- (3)前項に定める取得日以降において、大量買付者または大量買付者のグループに属する者以外の者が有する新株予約権が存在すると当社取締役会が認める場合（ただし、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、前項②に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、取得日より後の日であって取締役会が別途定める日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当社取締役会の定める当該日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- (4)①ないし③のほか、新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、新株予約権無償割当て決議において定めることができる。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 : 長野県長野市県町576番地
ホテル国際21 1階 藤の間
電話 (026) 234-1111



交通のご案内

- J R 長野駅善光寺口下車
徒歩約20分、タクシー約5分。
- J R 長野駅善光寺口より長野市循環バスぐるりん号
「県庁前」バス停下車徒歩1分。
J R 長野駅善光寺口のバスロータリー内4番のりば【C-01 長野駅】
午前9時35分発、50分発。
善光寺口からのバスの所要時間は約15分です。
- お車をご利用の方
ホテル国際21の駐車場をご利用ください。

